

令和2年5月15日

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針の改定について

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 原田英之

5月14日に国の緊急事態宣言が解除されたことから、5月15日に第10回本部員会議を開催し、5月31日までの基本方針を改定いたしましたので、お知らせいたします。

今後も国、県、市内の感染動向に注視しながら、その都度、本部員会議を開催し、基本方針を再確認してまいります。

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

基本方針

令和2年5月15日改定

国の専門家会議の提言等を受け、5月14日に国の緊急事態宣言が解除されたことから、第10回本部員会議により、基本方針を次のとおり改定します。

本市において臨時休業していた学校等及び臨時休館していた公共施設については、5月18日から再開いたします。また、静岡県による遊興施設、遊技施設などに対する休業要請については、5月17日をもって終了いたします。

市民及び事業者の皆さまには、感染防止対策として、引き続き「3つの密」を避けることや「新しい生活様式」を取り入れていただくとともに、緊急事態宣言が解除された後も、感染拡大を防止するため、協力をお願いします。

1 市民への呼びかけについて

感染拡大を長期的に防ぐため、「新しい生活様式」を取り入れていただくよう次のことを呼びかける。

- (1) 全ての市民の皆さんには、一人ひとりの基本的な感染防止対策として、感染防止の3つの基本となる「①人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける」、「②マスクの着用」、「③手洗い」の徹底を呼びかける。また、マスク着用時にも、こまめに水分補給を行うなど、熱中症対策には十分注意することを呼びかける。
- (2) 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県などへの移動については、感染拡大防止の観点から極力控えるように呼びかける。
- (3) 日常生活における基本的な生活様式として、「3つの密」①密閉（換気の悪い密閉空間）、②密集（人が密集している）、③密接（近距離での会話や発声が行われる）を徹底的に避けるとともに、手洗いや咳エチケット、人と人の距離の確保などの基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける。
- (4) 特定警戒都道府県などから本市に帰省や訪問については、感染拡大防止の観点から極力控えるように呼びかける。
- (5) 自治会や自治会連合会の会議等を開催する場合は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じることとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見などには惑わされず、注意して冷静な対応を呼びかける。

2 イベント等の開催について

(1) イベント等については、感染防止対策を講じた上で、適切に開催することとする。

なお、クラスターが発生するおそれがあるイベント等や「3つの密」のある集まりについては、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。

3 感染予防対策の実施について

新型コロナウイルス感染症を予防するため、次のとおり、適切な感染予防対策を講じ、「3つの密」を避けることとする。

ア 風邪症状等体調の悪い人は、外出等を控えるようにする。

イ 咳エチケットや手洗い等を実施する。

ウ 換気を十分に行う。

エ 多くの人が密集することのないようにする。

オ 多くの人の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。

(ドアノブ、手すり、テーブル、いす、スイッチ、トイレの流水レバー等)

4 市内の企業・事業所への呼びかけについて

(1) 市内の企業・事業所へは、厚生労働省や静岡県が発信する情報等を適切に提供する。

(2) 3の感染予防対策の実施に加えて、引き続き、風邪症状等体調の悪い人への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法（テレワークや時差出勤等）など、働き方の新しいスタイルの推進を要請する。

(3) 静岡県の休業要請は、5月17日をもって終了するが、市内の事業所や店舗などには、「3つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとるなどの基本的な感染防止対策を行うことを働きかける。

(4) 関係団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき取り組んでいただくよう強く呼びかける。

5 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

ア 5月18日（月）から市内すべての小中学校を再開する。ただし、5月18日（月）、19日（火）は、午前日課とする。

小学校においては、下校時から放課後児童クラブまでの時間、自習体制ができるようにする。

イ 中学校の部活動は、5月25日（月）から再開する。

(2) 放課後児童クラブについて

5月18日（月）から市内すべてのクラブを再開する。

(3) 保育所及び認定こども園（保育部）について

ア 5月18日（月）から市内すべての公立園を再開する。

イ 民間の保育園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(4) 幼稚園及び認定こども園（幼児部）について

ア 5月18日（月）から市内すべての公立園を再開する。ただし、5月18日（月）、19日（火）は、預かり保育対象者を除き午前日課とする。

イ 民間の幼稚園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(5) 給食の対応について

ア 5月20日（水）から給食を再開する。

イ 5月18日（月）、19日（火）に小学校の自習に参加する場合は、弁当を持参する。

ウ 5月18日（月）、19日（火）に保育所、認定こども園（保育部）、幼稚園（預かり保育利用）へ登園する場合は、弁当、おやつを持参する。

(6) 子育て支援センター、笠原児童館について

5月18日（月）から再開する。

(7) 育ちの森について

子ども支援室（ぬっく）、子ども早期療育センター（はぐくみ）、教育支援センター（ひまわり）は、5月18日（月）から再開する。

(8) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館及び歴史文化館等について

ア 図書館、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館は、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で、5月7日（木）から開館する。

イ 月見の里学遊館、メロープラザは、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で、5月18日（月）から開館する。

ウ 澤野医院記念館は、5月31日（日）まで、臨時休館とする。

6 市内公共施設の利用について

(1) コミュニティセンターについて

コミュニティセンターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じた上で、貸館業務を含め通常業務とする。

袋井南コミュニティセンター袋井中央ホールについては、感染防止対策を講じた上で5月19日（火）から開館する。

(2) 老人福祉センター（笠原老人福祉センター・白雲荘）について

老人福祉センターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じた上で5月18日（月）から開館する。

(3) 市内体育施設等について

全ての体育施設等を開館とする。

これにより、さわやかアリーナ、風見の丘等の屋内体育施設は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じた上で5月18日（月）から開館する。

(4) 市内公園の利用について

公園の利用については、空いた場所及び時間を選ぶなど利用者が感染防止対策を講じた上で、利用するものとする。

7 この基本方針は、令和2年5月31日までのものとする。

なお、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、改定する。

基本方針（改定履歴）

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定
令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定
令和2年3月23日改定
令和2年4月 8日改定
令和2年4月17日改定
令和2年4月23日改定
令和2年5月 1日改定
令和2年5月 5日改定